

## 秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第160条を第161条とする。

第8章を第9章とする。

第159条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第7章中同条を第160条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

### 第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第159条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者および期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第159条関係）

| 名称     | 目的                             | 構成員              | 招集権者 |
|--------|--------------------------------|------------------|------|
| 全員協議会  | 市政の重要な事項又は議会の運営に係る基本的な事項に関する協議 | 全議員              | 議長   |
| 各派会長会議 | 議会の運営に関する協議又は総合調整              | 議長、副議長および各会派の代表者 | 議長   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正（平成20年法律第69号）に伴い、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。